

安全・安心な道路づくりの

3つのポイント

現在、市ではパトロールを行い、道路の危険な箇所を早期に発見・修繕し、市民の皆さんが安全に道路を使えるように努めています。次の3つのポイントに注意し、安全で安心な道路づくりにご協力ください。

ポイント①

道路に無断で物を置くのはやめましょう

置き看板・自動販売機・商品台・旗・のぼりなどを道路に置くと、通行の妨げや交通事故の原因になり大

変危険です。

足場・突出看板などを出すなど、道路に設置するものは、上空・地下を含め全て許可申請が必要です。

条件により許可を出せないものもありますので、詳しくは土木管理課 ☎(632) 2527へ。

ポイント②

乗入れブロックを置くことは不法占用です

車道からの乗入れのため、道路上に乗り入れブロックなどを置くことは不法占用になります(※2)。歩行者や自転車・バイクの転倒事故などにつながり、危険です。雨水の流れを妨げ、路面冠水の原因にもなります。

段差をなくすには、歩道や縁石の切り下げ工事を自己負担で行ってください(上の写真)。なお工事の際は、事前に道路管理者の承認が必要と

良い例



悪い例



本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。
 区 地区市民センター、出 出張所、選 生涯学習センター、参 うつのみや表参道スクエア、HP ホームページ、Eメールアドレス、域 地域自治センター
 ☎ 電話、☎ 地域コミュニケーションセンター、☎ 市民活動センター

こんな場所を見かけたらご連絡を



ポイント③

道路の危険な場所を見つけたらご連絡ください

道路の穴や壊れているカ

なりませぬ。条件により、承認できない場合もありますので、詳しくは土木管理課 ☎(632) 2527へ。

1 ーブミラーなど危険な場所(右の写真)を見つけた場合は、電話またはファクス(危険箇所・どのような状態か・氏名・電話番号を明記)で、道路保全課 ☎(632) 2520、FAX(639) 0626 または、都市基盤保全センター ☎(661) 0057、FAX(664) 0004へ。

※1 大正9年8月10日に日本で初めて道路整備の長期計画が実施されたとして、昭和61年度に建設省(現在の国土交通省)が制定。
 ※2 不法占用により事故が発生した場合、設置した人の責任が問われ、場合によっては、道路法第102条第1項により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。